

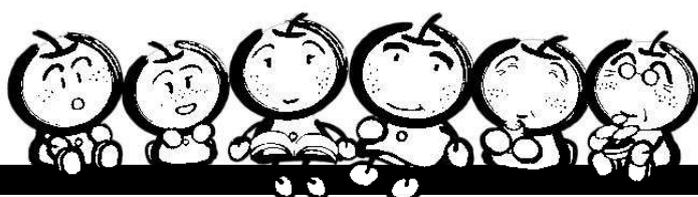
子育てしたくなるまち

SHIROI CITY SHIROI CITY



SHIROI CITY

白井市



しろい 子どもプラン

概要版

【第2期白井市子ども・子育て支援事業計画】
令和2年度～令和6年度

令和2年3月

しろい子どもプランとは

「しろい子どもプラン 第2期白井市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます）は、本市において、妊娠・出産からの支援を充実させ、子どもの“育ち”を支える環境や地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すために策定したものです。

●子ども・子育て支援法に基づく計画です

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、平成27年3月に策定した「しろい子どもプラン（白井市子ども・子育て支援事業計画）」（以下、「前計画」といいます）の第2期計画にあたります。

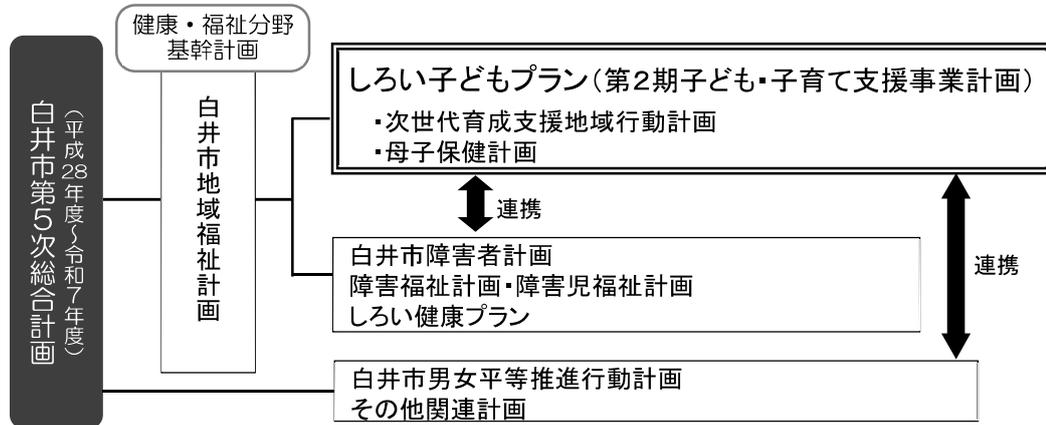
●その他の計画等の役割も持っています

本計画には、以下の計画等の役割を持たせます。

- 次世代育成支援地域行動計画
- 母子保健計画
- 子どもの貧困対策

●総合計画の健康・福祉分野の個別計画として位置づけます

「白井市第5次総合計画」の健康・福祉分野の個別計画で、各種福祉計画等と連携した計画です。



●今後5年間の計画です

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年です。

| ～平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度～ |
|---------|-----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 前計画 | 計画期間（必要に応じて見直し） | | | | | 次期計画 |

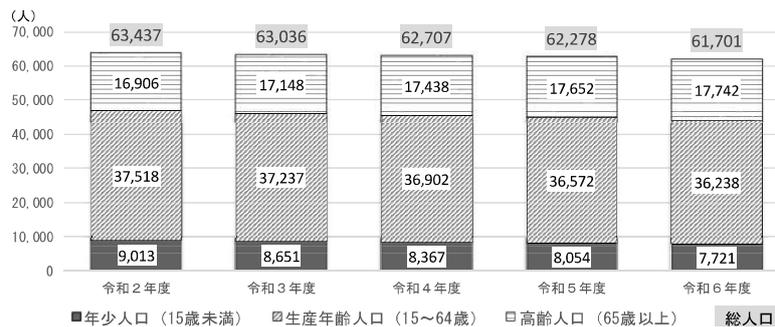
人口の推計

本市の人口の推計は次のとおりです。前計画期間中、総人口は増加傾向にありましたが、令和6年度までの推計では、総人口及び子どもの人口は減少傾向で推移すると予測されます。

● 総人口・年齢3区分別人口の推計

年齢3区分別にみると、年少人口の割合が減少することが予測されます。生産年齢人口の割合はほぼ横ばいですが、高齢人口の割合が増加することが予測されます。

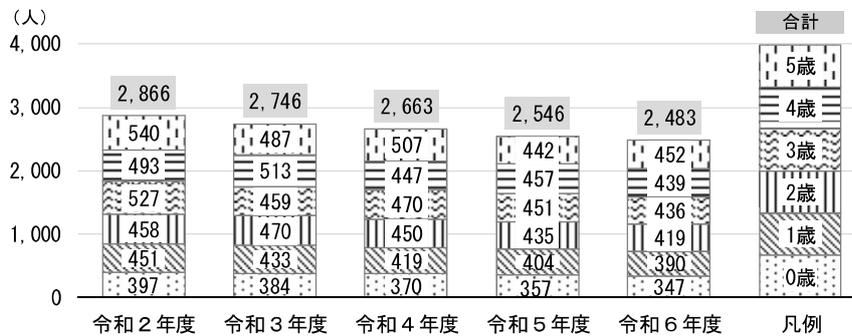
◇ 年齢3区分別人口の推移



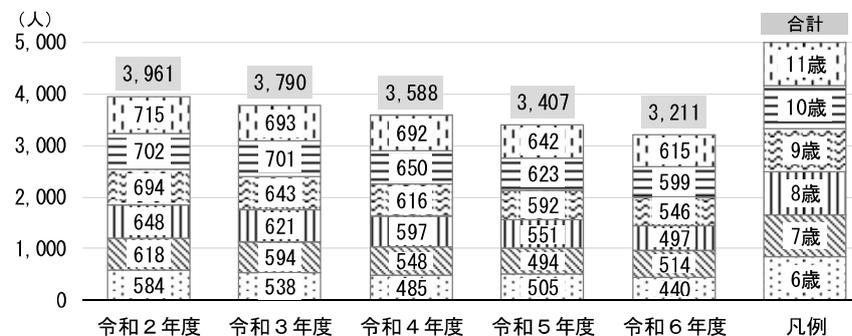
● 子どもの人口 (0~11歳) の推計

将来の子どもの人口は、0~5歳、6~11歳ともに減少傾向で推移すると予測されます。

◇ 0~5歳の年齢別人口の推計



◇ 6~11歳の年齢別人口の推計



資料：住民基本台帳（平成28年～平成31年、各年度4月1日現在）をもとにコーホート変化率法により推計

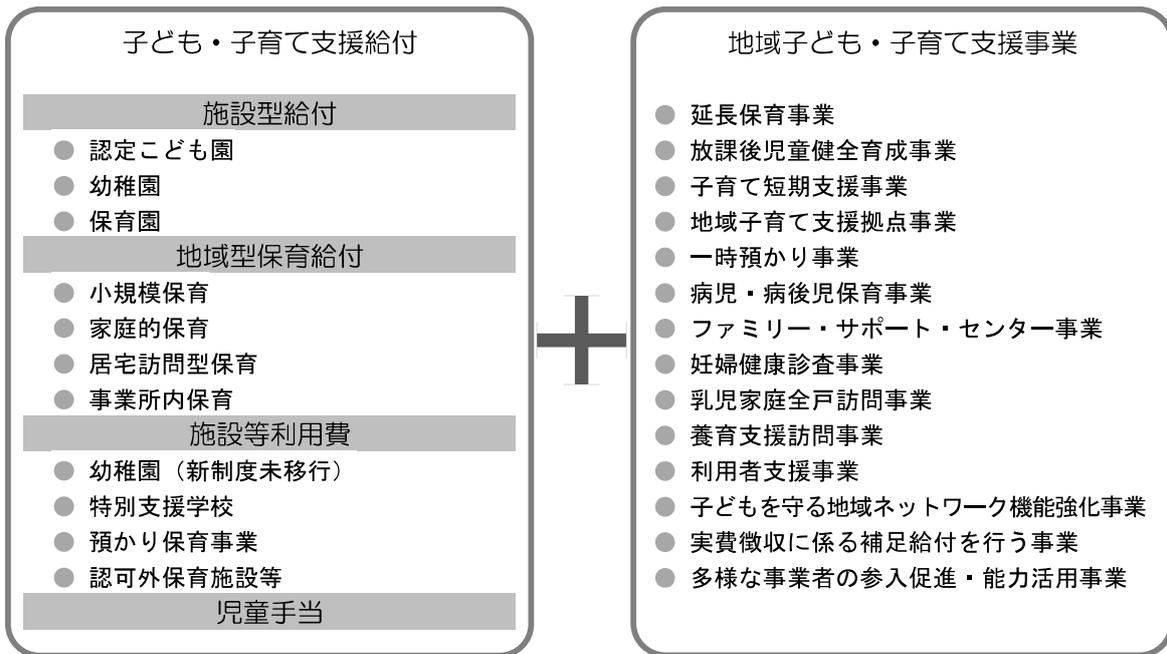
めざすまちの姿

本計画では、めざすまちの姿を白井市第5次総合計画に沿い次のように定めます。子育てが喜びであり、楽しみであることを実感でき、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかでたくましく育つことができる社会の実現に向けて、子育てしたくなるまちづくりを進めます。

子育てしたくなるまち

子ども・子育て支援事業の展開

●子育て支援の「給付」と事業の全体像



●教育・保育（幼稚園・保育園など）の確保方策

| 認定 | 区分 | | 令和2年度 （初年度） | 令和6年度 （最終年度） |
|----|-----------------------|------|----------------|-----------------|
| | 利用施設 | 年齢 | | |
| 1号 | 幼稚園、認定こども園 | 3～5歳 | 1,500人 | 1,503人 |
| 2号 | 保育園、認定こども園 | | 562人 | 591人 |
| 3号 | 保育園、認定こども園 地域型保育事業 | 0～2歳 | 366人 | 426人 |

令和2年度に複合型子育て支援施設1園を開園します。子どもの人口は減少の予測ですが、年齢により需給のバランスが異なるため、市全体で柔軟に子どもを受け入れる体制づくりに努めます。

●地域子ども・子育て支援事業の確保方策

| 事業名 | 内容 | 令和2年度 | 令和6年度 | |
|----------------------|---|---------|---------|-----|
| 延長保育事業 | 保育認定を受けた子どもを、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間に、保育園、認定こども園等において保育します。 | 915人 | 793人 | |
| | | 10か所 | 10か所 | |
| 放課後児童健全育成事業 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。 | 689人 | 689人 | |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。 | 10人 | 8人 | |
| | | 1か所 | 1か所 | |
| 地域子育て支援拠点事業 | 公共施設や保育園等に乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 | 18,164人 | 16,078人 | |
| | | 6か所 | 6か所 | |
| 一時預かり事業 | 家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、幼稚園、保育園、認定こども園などで一時的に預かり、必要な保護を行います。 | 3,408人 | 3,408人 | |
| | | 3か所 | 3か所 | |
| 病児・病後児保育事業 | 病児・病後児を、病院等に付設された専用スペース等で、看護師と保育士が一時的に保育します。 | 230人 | 199人 | |
| | | 2か所 | 2か所 | |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 乳幼児や小学生の保護者を会員として、預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 | 1,106人 | 896人 | |
| | | 1か所 | 1か所 | |
| 妊婦健康診査事業 | 妊婦の健康の保持と増進を図り、安心・安全な妊娠・出産に資するよう、妊婦の健康状態の把握や保健指導と、妊娠中に必要に応じた検査を行います。 | 4,728人 | 4,162人 | |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や、養育環境等の把握を行います。 | 397人 | 347人 | |
| 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。 | 16人 | 14人 | |
| 利用者支援事業 | 子どもと保護者等が、教育・保育施設（幼稚園・保育園等）や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援するとともに、子育て支援などの関係機関との連絡調整等を行います。 | 基本型・特定型 | 3か所 | 3か所 |
| | | 母子保健型 | 1か所 | 1か所 |
| 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を行い、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図ります。 | | | |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 低所得で生計が困難である者等の子どもの円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られるよう、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助します。 | | | |
| 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 教育・保育施設等事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な保育の提供体制の確保を図ります。 | | | |

次世代育成支援に関する施策の展開

| 基本施策 | 施策の展開 | |
|---------------------------------------|-------------------------|---|
| 親子の健康の 保持・増進 | 妊娠期から乳幼児期の 保健対策 | 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、各事業・関連機関の連携体制強化で切れ目のない母子保健サービスを提供します。 |
| | 学童期・思春期の 保健対策 | 子どもの生涯にわたる健康づくりに向け、適切な生活習慣の形成を図り、健康教育を推進します。 |
| | 小児医療の充実 | 地域で安心して子育てができるよう、小児医療の充実に努めます。 |
| 地域における 子育ての支援 | 子育て支援サービスの 充実 | 子育てにおける専門的な機能を活かし、子育て支援の推進と保護者の多様なニーズに応じたサービスの充実を図るとともに、事業者への支援を行います。 |
| | 子育て家庭と地域の つながり | 身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の設置を進め、各種相談事業を行います。各種子育て支援サービスの充実を図り、広報紙等を活用した情報提供を進めます。子育て家庭同士や子育て家庭と地域との交流の促進を図ります。 |
| 子どもの心身の 健やかな 成長に資する 教育環境の整備 | 子どもの居場所・ 体験機会の提供 | 子どもと子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化している中、子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所の確保と多様な体験機会の提供に努めます。 |
| | 子どもの悩み等への 対応 | 心身の発達に関する悩み等に対応するため、各種相談事業を行います。また、相談内容から、必要に応じて関係機関との連携を行います。 |
| | 学校と地域の連携の 推進 | 学校と地域が連携し、中高生等との交流を進めます。 |
| 職業生活と 家庭生活との 両立の推進 | 働き方の啓発 | 仕事と子育てが両立できるような働きやすい環境をつくるための意識啓発や企業の取り組みに対する啓発を行います。男性の子育て等への関わりを促進する事業に取り組みます。 |
| | 就労支援と再就職 のための支援 | 出産や育児により退職した女性の再就職支援のため、情報提供や相談事業を実施します。 |
| 子どもの 安全の確保 | 子どもを犯罪等から 守る安全なまちづくり | 子どもを交通事故や犯罪から守るために、地域の環境を整備するとともに、防犯意識の啓発を図ります。 |
| | 暮らしやすい環境の 整備・充実 | 公共施設のバリアフリーを推進し、子育て家庭が暮らしやすい環境の整備等を進めます。 |
| 支援が必要な 児童への対応等 きめ細かな 取り組みの推進 | 困難を抱える子どもや 家庭への支援 | 障がい児の子育てに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、障がい児を持つ家庭での子育て負担の軽減を図ります。経済的な事情など様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を行います。 |
| | 子どもの虐待、 いじめの防止 | 児童虐待防止の体制を整備し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関との協力体制の充実に努めます。いじめ問題の解決に向けて、実情の把握と適切な相談支援、指導に努めます。 |

子ども・子育て支援に係る関連計画等

●白井市母子保健計画

白井市母子保健計画は、本市における妊娠、出産、育児など地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制を確立することを目的として、本計画に内包される形で位置づけられており、前計画における母子保健事業は概ね計画どおり実施されています。

今後は、これまでの取り組みを継続するとともに、国の「健やか親子21（第2次）」の中間評価報告を踏まえ、妊産婦のメンタルヘルスケア対策や、児童虐待防止対策の更なる充実を図っていく必要があります。

本母子保健計画では、国の設定した5つの課題を前提に、本市を取り巻く母子保健の現状や課題を踏まえて目標を設定し、母子保健施策を推進します。

母子保健施策に関する取り組み

| | |
|---|-----------------------|
| 目標 A | 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 |
| 目標 B | 学齢期・思春期から成人期に向けた保健対策 |
| 目標 C | 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり |
| 重点目標 1 | 育てにくさを感じる親に寄り添う支援 |
| <p>○幼児健康診査等で子どもの発達過程について周知し、先の見通しを持って育児できるよう支援します。保護者の気持ちに寄り添った相談支援で、育てにくさを感じたときの対処方法について啓発を行います。</p> <p>○幼児健康診査で子どもの発育発達状況を確認し、個性や発達段階・家庭の状況に合わせた育児のアドバイスを行います。</p> | |
| 重点目標 2 | 妊娠期からの児童虐待防止対策 |
| <p>○母子健康手帳交付時や幼児健康診査等の機会に、親子の状況や家庭環境等をうかがいながらアドバイスを行い、虐待の予防に努めます。</p> <p>○支援が必要な場合はケース対応会議で支援計画の検討等を行い、必要に応じて関係機関と連携を図ります。</p> <p>○家庭の事情で乳児家庭全戸訪問を行えない場合は、電話等で状況の把握に努めます。4か月育児相談と幼児健康診査においても、受診していない家庭には、家庭訪問や電話等で状況をうかがいます。</p> <p>○マタニティ＆ベビー向け講座・幼児健康診査・保健指導等を通じて、子どもへの関わり方や子どもの自尊感情の育み方についてアドバイスします。</p> | |

●子どもの貧困対策

子どもの貧困対策は、今、経済的な困窮状態にある家庭やその家庭に属する子どものみを対象とするのではなく、本市の全ての子どもと子育て家庭を念頭において、多様な施策が総合的に展開されるべきものです。本計画では、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示された重点施策の構成に沿い、本市の施策の中から、子どもの貧困問題への対応に関連する施策を整理しています。

子どもの貧困対策に関する取り組み

| | |
|------------------|---|
| (1) 教育の支援 | ○学習の支援 |
| (2) 生活の支援 | ○保護者の生活支援 ○保護者の生活支援（保育等の確保） ○子どもの生活支援（食育の推進に関する支援） ○子どもの居場所づくり |
| (3) 保護者に対する就労の支援 | ○親の就労支援・就労機会の確保 |
| (4) 経済的支援 | ○経済的支援 |
| (5) その他 | ○早期の状況把握・対応 ○相談 |

計画の推進体制等

●計画の推進体制

本計画は、子育て支援を基本として、保健・教育・障がい等、多岐に分野がわたるため、関係各課と綿密な連絡調整を図り、横断的に取り組みを推進します。

また、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組みます。

●計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行・実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価したうえで（Check）、その後の取り組みを改善・見直しする（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握を行い、その結果については、広報や市ホームページ等を通じて公表します。また、「白井市子ども・子育て会議」等において、計画の進行管理や見直しを行います。

